平成２７年（フ）第７６１１号
東京都足立区西伊興４丁目４―14―107
債務者　長濱　直輝
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６１３号
東京都青梅市新町９丁目３－１－Ｂ103
債務者　小野　　力
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６１４号
東京都品川区二葉３丁目27－７－201
債務者　宮原　忠征
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６２０号
東京都板橋区本町14―３―101
債務者　沖山　淳子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６２２号
東京都墨田区横川５丁目２―12―205
債務者　石原　信一
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６３０号
東京都練馬区上石神井１丁目34―22
債務者　畑中小百合
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６３４号
東京都足立区梅田３丁目２―23―401
債務者　染谷　孝一
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６３７号
東京都練馬区練馬３丁目22―12―203
債務者　本田　智章
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６３９号
千葉県市川市田尻１丁目13―１　株式会社カトー物流内
債務者　川崎　昌彦
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６４０号
東京都足立区中央本町３丁目９―24　メゾンパークＹ・Ｈ・Ｏ　Ａ棟102
債務者　菅野美惠子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４４４号
横浜市鶴見区寺谷２丁目15番１―206号
債務者　金城　弘子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８９号
東京都西東京市富士町２丁目９番２号コーポ下田103号
債務者　宮川　敏惠
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３０８号
岡山市北区清輝橋３丁目７番20号小林ビル405、旧住所京都府長岡京市神足四ノ坪12番地の15
債務者　中村　英夫
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３８号
岡山市北区島田本町１丁目６番42号グレイス島田201号
債務者　守屋　金祐
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２号
石川県小松市立明寺町イ58番地、従前の住所宮城県仙台市宮城野区新田１丁目９番14号
債務者　田村　直子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前11時
金沢地方裁判所小松支部